

わかことワカルの少年法 番外編

少年法改正法案を読もう！

現在開会中の第164回国会に提出されている少年法改正法案。5月中旬にも衆院・法務委員会での審議が予定されており、今国会中に成立してしまうかもしれません。私たちはこの改正法案に問題があるということはずっと言い続けてきましたが、法案自体をじっくり読まれた方はどれくらいいらっしゃるでしょうか。法案はつなぎ合わせで、とても読みづらい条文になっています。今回の「わかことワカルの少年法」では、そんな条文のうち、特に問題のある条文を見ていきましょう。

<今回の「改正」法案は・・・>

子どもと法・21 ではもう何回も伝え続けてきたことですが、今回の法律案の内容は、私たちが求める、子どもたちがいきいき、のびのび育っていける社会とは明らかに違った方向に進むものです。

改正案は、少年非行の現状にかんがみ、これに適切に対処するため、所要の規定を整備する必要があるという理由で今国会に上程されました。法律案の大きな変更点

は、警察権力の拡大、14歳未満の少年も少年院送致可能に、保護観察中の遵守事項違反少年を少年院送致可能に、そして、国選付添人制度の導入です。

以下、それぞれについての重要点と現状にかんがみ整備する必要があるというのは本当かどうかを、条文を見ながら見ていきましょう。

<子どもたちはみんな一度は警察のお世話に！??>

ではまず、警察権限が強化されようとしている条文を見てみましょう。6条の2から6条の6までが新設しようとしている条文です。これまで警察官は、刑事事件として捜査し送致する以外は通告しかできなかったのを改め、新しく「通告、警察官の調査等」という1節を設けて、警察官などに新たな役割を与えようとしています。

改正法案6条の2（警察官等の調査）

警察官は、第三条第一項第二号又は第三号に掲げる少年である疑いのある者を発見した場合において、必要があるときは、事件について調査をすることができる。

前項の調査は、事案の真相を明らかにし、もつて少年の健全な育成のための措置に資することを目的として行うものとする。

警察官は、国家公安委員会規則の定めるところにより、少年の心理その他の特性に関する専門的知識を有する警察職員（警察官を除く。）に調査（第六条の四第一項の処分を除く。）をさせることができる。

改正法案6条の2

警察官は、触法少年や虞犯少年じゃないかな？と思われる少年を見つけた場合は、必要があれば調査できる。この調査は、事件の真相を明らかにし、その事件について少年に与えられる「健全な育成のための対応」の助けになるように行う。

警察官は、国家公安委員会規則の定めるところに従って、少年の特性に対して専門的な知識がある警察官でない警察職員にこの調査をさせることができる。（でも、触法少年の事件に関しては、強制調査（押収、搜索、検証、鑑定の囑託）は自分で行うことができる。）

改正法案6条の3（呼出し、質問、報告の要求）

警察官は、調査をするについて必要があるときは、少年、保護者又は参考人を呼び出し、質問することができる。

警察官は、調査について、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

改正法案6条の3

警察官は、調査に必要な場合は、少年や保護者、参考人を呼び出して質問してもよい。

警察官は、この調査で、学校など公務所や団体に問い合わせをして、必要な情報を教えてもらうことができる。

改正法案6条の4（押収、捜索、検証、鑑定嘱託）

警察官は、第三条第一項第二号に掲げる少年に係る事件の調査をするについて必要があるときは、押収、捜索、検証又は鑑定の嘱託をすることができる。

刑事訴訟法（昭和三十二年法律第三十一号）中、司法警察職員の行う押収、捜索、検証及び鑑定の嘱託に関する規定（同法第二百二十四条を除く。）は、前項の場合に、これを準用する。この場合において、これらの規定中「司法警察員」とあるのは「司法警察員たる警察官」と、「司法巡査」とあるのは「司法巡査たる警察官」と読み替えるほか、同法第四百九十九条第一項中「検察官」とあるのは「警視總監若しくは道府県警察本部長又は警察署長」と、「政令」とあるのは「国家公安委員会規則」と、同条第二項中「国庫」とあるのは「当該都道府県警察又は警察署の属する都道府県」と読み替えるものとする。

改正法案6条の4

警察官は、触法少年ではないかという疑いある少年の調査にあたって、必要があるときは、刑事犯罪捜査で行われる強制的な手段（押収・捜索・検証・鑑定）を利用することができる。

この強制的手段の利用の手続きは、刑事犯罪捜査の場合に準じて行う。

改正法案6条の5（警察官の送致等）

警察官は、調査の結果、次の各号のいずれかに該当するときは、当該調査に係る書類とともに事件を児童相談所長に送致しなければならない。

- 一 第三条第一項第二号に掲げる少年に係る事件について、その少年の行為が第二十二条の二第一項各号に掲げる罪に係る刑罰法令に触れるものであると料するとき。
- 二 前号に掲げるもののほか、第三条第一項第二号に掲げる少年又は同項第三号に掲げる少年で十四歳に満たない者に係る事件について、家庭裁判所の審判に付することが適当であると思料するとき。

警察官は、調査の結果、十四歳以上の少年に係る事件について、第三条第一項第三号に規定する審判に付すべき事由があると思料するときは、これを家庭裁判所に送致しなければならない。

警察官は、第一項の規定により児童相談所長に送致した事件について、児童福祉法第二十七条第一項第四号の措置がとられた場合において、証拠物があるときは、これを家庭裁判所に送付しなければならない。

警察官は、第一項又は第二項の規定により事件を送致した場合を除き、児童福祉法第二十五条の規定により調査に係る少年を児童相談所に通告するときは、国家公安委員会規則の定めるところにより、児童相談所に対し、同法による措置をとるについて参考となる当該調査の概要及び結果を通知するものとする。

改正法案6条の5

警察官は、調査の結果、次のどれかに該当する場合は、調査書類を添えて事件を児童相談所に通知する手続きとは違う「送致」という引き継ぎの手続きをとらなければならない。

- 一 触法少年の事件で、その少年の行為が、故意で行った行為によって、被害者を死なせた罪、その他、死刑や無期懲役、または短期2年以上の懲役・禁錮に当たる罪に触れる行為にあたると思料するとき。

二 その他、触法少年や、14歳未満の虞犯少年の事件で、家庭裁判所で審判を行った方がよいと考えたとき。警察官は、捜査をした場合ではなくても、調査の結果14歳以上の少年の事件で虞犯として審判を行ったほうがよいと考えたときは、事件を家庭裁判所に通知する手続きとは違う「送致」という引き継ぎの手続きをとらなければならない。

警察官は、で児童相談所に送った事件で、児童相談所も家庭裁判所に送った方がよいと考えた事件については、証拠があればその証拠は児童相談所ではなく直接家庭裁判所に送らねばならない。

警察官は、で事件を児相・家裁に送致した場合以外で、調査した少年に保護が必要だということで児童相談所に通知する場合は、国家公安委員会の規則に従って、児童相談所が対応する際の参考となるよう調査の概要や結果を通知する。

改正法案6条の6（都道府県知事又は児童相談所長の送致）

都道府県知事又は児童相談所長は、前条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定により送致を受けた事件については、児童福祉法第二十七条第一項第四号の措置をとらなければならない。ただし、調査の結果、その必要がないと認められるときは、この限りでない。

略

改正法案6条の6

都道府県知事又は児童相談所長は、警察官から故意で行った行為によって被害者を死なせた罪、その他、死刑や無期懲役、または2年以上の懲役・禁錮に当たる罪に触れる行為だとして送られてきた事件については、それ以外の場合とは違って、児童相談所の判断で対応を決めるのではなく、必ず家庭裁判所に送致という手続きを取らなければならない。ただし、調査をしてその必要がないと思ったときは送致の手続きを取らなくてもよい。

触法少年の事件への警察権力拡大

大事な法律案ですので、かなり長いですがぜひ読んでみて下さい。読まれてどのように思われるでしょうか？

現行法では14歳以上が行えば犯罪に問われる行為であっても、14歳未満の少年（触法少年¹）が犯した場合には、犯罪にはなりません。犯罪ではありませんから警察官には捜査の権限はなく、警察官職務執行法などの法律が認める場合以外には、職務を行うことは許されていません。もちろん調査も認められません。警察は触法少年を見つけた場合は、直ちに保護を要すると思われる児童を発見したとして、児童相談所に知らせ（通告といいます）対応を求めることが許されているだけです。

この通告を受けた児童相談所が、保護が必要かどうか、必要であればどのような保護が望ましいかどうかを調査し、自分の判断で結論を出します。そして、児童相談所が家庭裁判所の調査・審判が望ましいと判断した場合だけ、少年は家裁に送致され審判を受けることとなります（少年法3条2項、児童福祉法27条1項4号）。

つまり14歳未満の少年は、児童相談所が家庭裁判所の審判が必要だと判断して送致した場合以外は、児童福祉の分野で扱われるのが現行法での対応です。

加えて、数の上から実情を見てみましょう。触法少年

として警察が補導している人員の変化を見ても、今法律を変えないと警察が困るという状況はありません。警察庁が公表している年間刑法犯にあたる行為をして補導された少年の人員は、ここ10年間は毎年2万人を少し上回る程度の横ばいなし漸減で、1981年の67,906人の1/3の水準でしかないのです。

しかし、改正法案は、警察が自ら少年を調査し、児童相談所に送致できるように変えているのです。皆さんの中で、あれ？今だって警察が調査してたんじゃないの？と思われる方もいらっしゃるのではないのでしょうか。確かに現在も警察が少年に質問などすることはありましたが、これは14歳以上の少年が事件に関わっているかどうか、または14歳未満かどうかなど犯罪として捜査が必要かどうかを判断するためであるとか、保護を要する児童として通告すべきかどうかなど限られた場合だけであり、おおむね警察官職務執行法など法律で認められる範囲に限られていました。もちろん、法律に裏付けされていない行き過ぎが事実上行われていることがない訳ではありません。しかしそうした場合には、表向きになると厳しい批判に晒されるので、警察もおおっぴらにはできません。それなのにこれが改正されてしまえば、警察

の調査に法律によるお墨付きを与えることになるのです。

また、今まで警察は児童相談所に保護を要する少年の発見を「通告」するだけで、その後のすべての対応は子どもに対応できるスタッフを揃え、嘘の自白を強要する必要のない児童相談所が子どもと向き合って柔軟に決めていくことができました。

しかし、騙されてはならないという犯罪の捜査を本来の使命とし、自白の強要もしばしば発生し、子どもの扱いに対応することに慣れていない警察が先行して調査を行い、「送致」するとなってしまうと、児童相談所としても警察の意向を無視する訳にはいけなくなり、冤罪や制裁の視点での方向づけのまま、児童の保護の視点が貫徹なくなることが心配されます。

しかも6条の6は、警察の視点で重大な事件については、必ず「家裁送致」とすることになっています。必要がないと認められる場合には家庭裁判所に送致しなくても良いという例外が設けられてはいますが、ちょっと考えてみて下さい。2000年の改正で、17歳以上の少年の重大な犯罪について「原則逆送」が決められた際、刑事処分以外の措置が適当と認められるときは逆送しないとされたのに、その後の運用は保護処分が適当と認められている少年についてもどんどん逆送されており、17歳未満の少年についてまで、「原則逆送」の規定ができたからという理由だけで逆送される事態が起こっているのです。果たしてこの例外が機能するのでしょうか？これでは、警察が14歳未満の少年を振り分けることになってしまい、児童相談所は単なる家裁へのトンネル機関になりかねません。ⁱⁱ

14歳未満の子どもは簡単に嘘の自白に追いやられると言われています。また、以下は子どもと法・21の意見書にも書かれていることですが、触法行為は結果の重大なものであればあるほど、家庭機能の不全あるいは虐待といった問題が根底にあることが近年明らかになっています。そのような子どもたちに対しては、まず児童福祉の理念のもとで、心から安心して発言できる環境が確保され、専門のスタッフのもとで、彼らが人への信頼感を回復し、自己肯定感をもてるように支援していくことが不可欠です。子どもたちは家庭的な雰囲気のもとで自分たちの命と育ちが確実に保障されてはじめて、自己を語れるようになります。警察ではなく児童相談所でのこのようなプロセスを通して、触法行為の存否、動機の解明等が行われることが必要なのです。

虞犯少年の事件への警察権力拡大

次に、6条の2第1項を見て下さい。触法少年だけでなく、虞犯の疑いのある者まで警察は調査できるようにしているのです。では、虞犯の疑いのある少年ってどういう少年を指すのでしょうか？

虞犯少年については、もうすでにこの「わかワカ」で見えてきましたがⁱⁱⁱ、将来法を犯す行為をするおそれのある少年と、少年法3条に定義されています。この定義自体が曖昧なのですが、今回の改正法案では、「虞犯の疑いのある少年」ということで、「将来法を犯す行為をするかもしれないかもしれない少年」というヘンテコで、曖昧以上の何ものでもない規定となります。現在警察が「非行少年には該当しないが、飲酒、喫煙、けんかその他自己又は他人の徳性を害する行為」に当たるとして補導の対象にしている「不良行為少年」の大半はこれに該当することになるのです。しかも、それ以外でもどんな子どもだって対象になり、警察が調査しようと思えば、ほとんどの子どもについて調査ができるようになってしまいそうです。

警察庁の公表した数字によると、現在年間140万人前後が不良行為で補導され、その大半は深夜はいかいと喫煙だとされています。定時制の生徒たちが学校後、コンビニ前で普通に話をしているだけで警察は調査が可能になりますし、不登校の子どもが昼間道を歩いているだけでも、調査の対象とすることができるのです。そして今まで根拠がないため適度に抑制されていたこの調査は前述通り、法律で裏付けされた公認のものとなるのです。

通信06.4月号で、「奈良県少年補導に関する条例」^{iv}について取り上げましたが、その際、この条例は少年法改正法案の先取りと述べた理由がよくわかっていただけなのではないでしょうか。

まだまだある警察権力拡大の問題点

また、6条の3により、警察は触法少年やく犯少年の疑いがあるという口実で、歯止めがないまま少年や保護者を呼び出して質問もできるようになります。さらに学校や市役所などにも連絡し、必要な情報を得ることができるようになります。これまで提供を拒否してきた学校も少年法の規定による問い合わせになると、少年や保護者の情報提供を拒めなくなることが予想されます。また警察の問い合わせだけで、生徒が出席停止などの処分のきっかけになってしまうのではないかと心配されます。教師の少年・保護者の信頼関係も大きく崩しかねないので、子どもをますます追い込んでいくことになるのではないのでしょうか。

国連子どもの権利委員会による最終所見では、「問題行動を起こした子どもが犯罪少年として取り扱われないように保障すること」を勧告しています。デューク委員長は昨年来日した際に、警察の調査を認めることは犯罪少年として扱うことだと解説しています。この国際的感覚にも今回の改正法案は逆行しているように思われます。

さらに6条の4は、証拠物の収拾を犯罪捜査と同様に強制的に行うことができるようにしようとしています。今後、少年の身柄も含めて強制が広がって行くことが心配される条文です。

以上のように、警察権力の拡大を狙った改正法案条文を見てきました。警察は今までもこれからも捜査機関であることに変わりはなく、警察の不当な捜査により自白を強要され、えん罪につながった事件は後を絶ちません。また、警察は子どもの取り扱いに慣れているとは言いか

ねます。日本の法制が注意深く福祉の領域での警察の調査を認めてこなかったのは、そうした配慮に基づくものでした。14歳以上の少年でももちろんですが、幼く傷つきやすい14歳未満の少年がこのような警察の「調査」という名目の、実質取り調べを受けることになれば一体どうということになるのでしょうか。

また、大人と心を開いて対話ができない状況に置かれ、あるいは将来の展望を持ってないで悩んでいる少年が、思春期に特有の動揺と反発のなかで行ったちょっとした対応に対して虞犯と称して警察に委ねて押えつけてすませようとするのは、少年の反発やひきこもりを進めるだけで、少年を社会に迎え入れる道には繋がりません。警察官を増やすことや警察権力を増大させることにお金を使うのではなく、児童相談所をはじめとする福祉現場にもっともっとお金を使うことが先決であり、急務なのではないでしょうか。

<小学生も少年院に！！？>

次に14才未満の子どもたちの少年院に収容できるようにする改正法案24条を見てみましょう。24条に、「ただし」以降を新たに付け加えることにより、小学生だろうが幼稚園児だろうが、少年院送致を可能にさせるのです。少年法24条と、それを受けた少年院法をご覧ください。

改正法案24条（家庭裁判所調査官の観察）

家庭裁判所は、前条の場合を除いて、審判を開始した事件につき、決定をもつて、次に掲げる保護処分をしなければならない。ただし、決定の時に十四歳に満たない少年に係る事件については、特に必要と認める場合に限り、第三号の保護処分をすることができる。

～（略）

改正法案24条

家庭裁判所は、審判をはじめた事件については、次の保護処分（保護観察、児童自立支援施設等送致、少年院送致）を決定しなければならない。ただし、決定のとき14歳未満の少年の事件の場合は、特に必要だと思ったときだけ、少年院送致をすることができる。

改正法案・少年院法1条の2

少年院における処遇は、個々の在院者の年齢及び心身の発達程度を考慮し、その特性に応じて、これを行わなければならない。

改正法案・少年院法2条

略

初等少年院には、心身に著しい故障のない、おおむね十六歳未満の者を収容する。

14歳未満の少年も少年院収容可能に

改正法案では、少年法24条第1項で但書を加え、少年院法2条第2項で、「14歳以上16歳未満」と規定してい

た部分から、「14歳以上」を削除することによって、今まで14歳以上からしかできなかった少年院収容を、何歳からでも可能にしようとしています。

触法行為を行った子どもたちには先ほども述べた通り、まず温かな家庭的な雰囲気環境のもとでその育ち直しが保障される必要があります。これまで触法少年の多くが送られていた児童自立支援施設は、父母役の指導する小舎に分散生活させ、育ちなおり追求する施設でした。一方、少年院はこれと違って、集団的規律のある生活の中で立ち直りを追求する施設です。14歳未満の子どもたちを少年院の集団的規律生活の下に置くことは、その年齢にふさわしくない処遇であり、制裁の強化しか考えていない疑いがあります。これでは子どもたちの育ちを侵害するばかりか、日本が批准している国際条約^vとも反する結果に終わりそうです。

14歳未満の幼い子どもたちが傷を癒し、人間関係の結び方を学び、自らの行為に向き合い成長していくためには、集団的規律を軸とした矯正教育ではなく、温かい家庭的雰囲気をもつ児童福祉領域での処遇がもっとも適していると考えます。これまで児童自立支援施設での処遇が適切ではないと問題になったことはなく、かえって少年院に収容される年齢層でも立ち直りに困難が予想される少年について、児童自立支援施設のきめ細かい処遇を取り入れ成功した実践が伝えられています。児童福祉分野から外して、適切とは思われない集団処遇に移すこと

を考えるのではなく、福祉分野に対する物的、人的資源の大幅な拡充こそがまず先決なのではないでしょうか。

法務省はこの改正は保護処分を多様化するものであり、処分の選択肢を広げるものだと思います。しかし、必要な選択を増やすことは大事なことでありますが、今まで見てきましたように、制裁の強化だけの視点から広げてはならない範囲にまで選択肢を広げることは大きな問題です。「重大・凶悪事件」として世間を賑わせた事件を起こした最も福祉的対応が有効と思われる少年が、相応しくない少年院送致になるのは目に見えているような気がします。

また、法務省は14歳未満の少年院送致数を年2,3人と見ているようですが、このような「少ない」人数のために少年院を改正法案(少年院法1条の2)のように改革しようと考えているようには見えませんし、事実話し合われてもいないようです。

さらに、小学生・中学生を少年院送致とした場合、少年の学習権の保障問題があります。児童自立支援施設においてすら、ようやく学校教育の保障が確立したばかりであり、少年院ではそうではない状況が続いています。こちらについても全く議論されていません。

<保護司はチクる存在に・・・>

この新設しようとする条文は、一度保護観察処分となった少年が、その保護観察期間中に決められた遵守事項を守らなかった場合は、家庭裁判所が新しい非行がなくとも少年院送致を決定することもできるというものです。では条文を見てみましょう。

改正法案26条の4 (保護観察中の者に対する措置)

家庭裁判所は、犯罪者予防更生法(昭和二十四年法律第百四十二号)第四十一条の三第二項の申請があつた場合において、第二十四条第一項第一号の保護処分を受けた者がその遵守すべき事項を遵守しないことの程度が重く、その保護観察処分によつては本人の改善及び更生を図ることができないと認めるときは、決定をもつて、同項第二号又は第三号の保護処分をしなければならない。

、 略

改正法案26条の4

家庭裁判所は、保護観察所長の申請があつた場合は、保護観察処分を受けた少年が、その遵守事項を全くもって守っていなかったり、保護観察処分では少年の改善・更生はないなどと思ったときは、児童自立支援施設等送致か、少年院送致を決定しなければならない。

遵守事項違反少年は少年院収容可能に

保護観察とは保護処分の1つの形態で、少年を施設に収容することなく家庭に置いたまま、保護観察官や保護司の指導監督を受けて少年の改善更生を図る保護処分をいいました^{vi}。この新設しようとしている条文では、保護観察期間中に、遵守事項を守らなかった少年を少年院送

致できるようにしています。今でも、虞犯通告制度^{vii}というものがあり、これを使えば少年院送致は可能なのです。それをわざわざ新制度を導入するというのは、虞犯にも満たない保護観察所との約束である「遵守事項違反」でも少年院送致を可能にするつもりのように思えます。

保護観察は、保護司と少年、お互いの信頼関係のうえ

に成り立ってはじめて効果のあるものなのに、遵守事項を守るよう、拘禁を前提とした圧力をかけることで信頼関係が生まれるのでしょうか。この考え方の根底には、おとなの子どもに対する不信があるように思います。おとながそうした態度なのに、子どもはどうして信頼で応えることができるでしょう。制裁を背景にした遵守事項の強制は、子どもをおとなに服従させるものでしかありません。以前から指摘されている保護観察官の不足、保護司の高齢化等の問題を解決することが先決なのではないでしょうか。

また、保護観察という終局処分を覆し、あらたに少年院収容という処分を決定することは、少年を「二重の危険」にさらすことになり、一事不再理の原則（憲法第39条、少年法第46条）にも抵触するのではないかという重大な問題もあります。

保護司が少年をチェックし、法務省にチクる

<せっかくの国選付添人制度なのに・・・>

では、大きな変更点の最後に国選付添人制度の拡充部分を見てみましょう。この部分は今まで見てきた変更点と違い、断固反対というものではありません。しかし、問題のある箇所もあります。

改正法案22条の3（国選付添人）

、 略

家庭裁判所は、第三条第一項第一号に掲げる少年に係る事件であつて前条第一項各号に掲げる罪のもの又は第三条第一項第二号に掲げる少年に係る事件であつて前条第一項各号に掲げる罪に係る刑罰法令に触れるものについて、第十七条第一項第二号の措置がとられており、かつ、少年に弁護士である付添人がない場合において、事案の内容、保護者の有無その他の事情を考慮し、審判の手續に弁護士である付添人が関与する必要があると認めるときは、弁護士である付添人を付することができる。

第二項の付添人の選任は、少年がその選任に係る事件について審判を終局させる決定前に釈放されたときは、その効力を失う。

改正法案22条の3

家庭裁判所は、犯罪少年と触法少年の事件で、故意で行った行為によって、被害者を死なせた罪、その他、死刑や無期懲役、または短期2年以上の懲役・禁錮に当たる罪を行ったり、これらの罪に触れる行為をした場合で、観護措置（鑑別所送致）がされていて、なおかつ、少年に弁護士の付添人がいない場合は、事件の内容や保護者の有無などを考えて、弁護士が付き添った方がよいと思ったときは、弁護士の付添人をつけることができる。

で付けた弁護士の付添人は、少年がその事件の審判が終わる前に釈放されたときは、その時点で「ハイ、さよなら」となる。

国選付添人制度の拡充

今現在、少年に国の負担で弁護士の付添人を付ける制度は、検察官が審判に関与する場合を除きありません。ですので、この制度を上のように拡充すること自体は評

最後に、子どもと法・21の学習会でもお話してくださった、ある保護司さんの発言をお伝えします。

今回の改正法案が成立すれば、保護司は子どもたちを常にチェックし法務省にチクルための存在でしかなくなってしまふでしょう。今まで担当してきた子どもたちの遵守事項のほとんどは「規則正しい生活を送り、まじめに仕事（学校）に通い、不良少年たちと連絡を取り合わないようにする」でした。このような遵守事項を今日明日で守れるならば非行少年にはなってはいません。逆を言えば保護観察が成り立たなくなり、ほとんどの少年を少年院に送致することになるのでしょうか。何でもかんでも少年院に入れようとの発想は、あまりに感情的。保護監察官の不足と保護司の高齢化、専門性の不足など、こうした問題の改善こそが急がれるべきだと思うのですが・・・。

価できると言ってもよいでしょう。

しかし、対象となる事件が狭く、あくまで裁判所の裁量で付添人をつけるかどうかが決定されるのであって、少年や保護者が自ら決定できるものではありません。大

人の刑事裁判の場合には、被告人が選任を請求すれば、どんな事件でも裁判所は国選で弁護人を選任しなければならないことに比べて、大きな差別というべきです。

それに、少年が鑑別所から釈放されたら終わりとなってしまう、肝心の審判の時には弁護士の付添人はいなくなってしまうのです。付添人が努力して釈放されたら、その時点で付添人がなくなってしまうというのは面妖です。援助を受けている少年はどう考えるでしょうか。不

信を増すことしか考えられず、そういう気持ちを無視する問題の規定と言わなければなりません。

十分知識のある少年や保護者ならば、その後私選で弁護士をつけることもできるでしょうが、お金もかかりま

<やっぱり、問題のある今回の改正法案>

以上見てきましたように、今回の改正法案には多くの問題があり、このまま成立してしまつたら・・・と怖くなつてしまいます。

そもそも、改正法案を提出した理由として法務省は、少年犯罪の増加や凶悪犯の増加をあげていますが、統計を見る限りそのような事実は認められません。このことは法制審議会少年法部会第1回会議^{viii}の議事録にも、法務省の発言として記録されており、法務省自身がわかっていることなのです。

また、現状に適切に対処する方法として、警察力による強制的なアプローチが触法行為を減少させるという実証的根拠もありません。

子どもたちを監視・管理し、保護者である親を責める

のではなく、子どもたち本人の意見に耳を傾け、親が第一義的な養育責任を果たすために必要な援助をすることが国の責任です。国がその責任を十分に果たすことなく、子どもを監視・管理し、親を追及・断罪することは許されません。子どもたちの声を聴き、その上で行政機関は何をすべきかを考え、親に対しては安心してゆったり子育てができるように環境を整え、条件を整備することがまず決です。それは子どもの権利条約^{ix}でも明らかなのです。

「わかことワカルの少年法」担当
(監修：石井 小夜子、津田 玄児)
(スペシャルサンクス：渡辺 演久)

i 触法少年については、「わかことワカルの少年法」第3回で説明しています。そちらをご参照下さい。14歳未満の法に触れた行為をした触法少年は、まず児童福祉法の対象となります。触法少年は捜査の対象とはならないため、逮捕・勾留されることはありません

ii 今回児童福祉法のこの部分(25条、27条1項4号)の改正は出ていません。少年法のみを改正して、もともと児童福祉法の部分の改正もなく、このようなことが可能なか問題が残っていますが、今まで議論されてはいないようです。

iii こちらも「わかことワカルの少年法」第3回で説明しています。ご参照ください。

iv 警察の権限を拡大し、子どもに対する監視を強化することが、少年非行の防止と少年の健全な育成に繋がるという発想のもとに作られた奈良県の条例。本年7月1日より施行されることとなっています。

v 子どもの権利条約第37条は、拘禁は最終手段と位置づけており、少年司法運営に関する国連最低基準規則(北京ルール)、少年非行の防止に関する国連ガイドライン(リヤド・ガイドライン)および自由を奪われた少年の保護に関する国連規則などの国際準則においてもその利用は厳しく制限されています。さらには、国連子どもの権利委員会の最終所見(パラグラフ54-C)においても、「拘禁に代わる措置を強化し、かつ、その利用を増やすこと」が勧告されています。

vi 「わかことワカルの少年法」第14回参照

vii 犯罪者予防更生法42条

viii 2004年10月8日

ix 子どもの権利条約第12条、18条、国連子どもの権利委員会最終所見(パラグラフ17, 28)など。